

訪問看護ステーション ハローナース西広島運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人和同会が開設する訪問看護ステーション ハローナース西広島(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた療養者及び要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの訪問看護師は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を目指し、その療養生活を支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 当事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 訪問看護ステーション ハローナース西広島
- （2） 所在地 広島市西区田方二丁目16番45号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- （2） 看護師 2.5以上（常勤換算）
看護師等は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日とする。
但し祝祭日等を除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3） 電話等による24時間対応体制とする。

(事業の内容)

第6条 当事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常(療養)生活の看護
- (2) 医療的処置・管理
- (3) 認知症の看護や精神・心理的看護
- (4) ターミナルケア
- (5) リハビリテーション・環境改善
- (6) 家族(介護者)支援・相談
- (7) 各種在宅サービスの相談

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護保険による訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額を利用料とする。医療保険による訪問看護を提供した場合は、健康保険法及び老人保健法に定める算定基準により算定した額のうち、加入保険の自己負担割合による額を徴収するものとする。

- 2 通常の事業実施地域以外の地域へ訪問して行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。
- 3 その他実費負担の利用料については、別に定めるものとする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者やその家族に対して、説明し理解を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 当事業所の通常の事業の実施地域は、広島市西区全域と中区・佐伯区の一部の範囲とする。

- 中区(榎町、大手町、加古町、河原町、小網町、堺町、寺町、十日市町、土橋町、
中島町、西十日市町、西白島町、猫屋町、広瀬北町、広瀬町、舟入中町、舟入町、本
川町、基町)
- 佐伯区(旭園、石内上、石内南、五日市、五日市駅前、五日市中央、海老園、
海老山町、五月が丘、五日市大字昭和台、新宮苑、藤垂園、利松、五日市大字美鈴園、
美鈴が丘西、美鈴が丘東、美鈴が丘南、美鈴が丘緑、五日市大字皆賀、皆賀、八幡東、
吉見園、楽々園)

(緊急時等における対処方法)

第9条 看護師等は、サービス提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応

じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき措置を行った場合には、速やかに管理者及び主治医、利用者の家族に報告しなければならないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定)

第11条 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- (1) 守秘義務と個人情報の保護について
 - ① 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。また退職後においても同様とする。
 - ② 個人情報の使用については、利用者または家族に使用目的を文書で説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲で使用するものとする。
- (2) 苦情対応について
利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するために必要な措置体制をとるものとする。
- (3) 事故発生時の対応について
利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、関係行政機関、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。また利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。
- (4) 管理者及び従業者の研修の機会
事業所は、管理者及び従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおりに設けるものとする。
 - ① 医療・保健・福祉の各機関が開催する研修会
 - ② 看護協会・理学療法士会・作業療法士会の主催する研修会
 - ③ 医療法人和同会主催の院内研修会

④ その他の資質向上につながる研修会

(5) 当事業の実施にあたり、疑義が生じたときは関係官庁の指導を得て、これを解決するものとする。

附 則

制 定	平成 11 年 4 月 1 日
改 定	平成 16 年 5 月 1 日
改 定	平成 19 年 4 月 1 日
改 定	平成 22 年 6 月 1 日
改 定	平成 23 年 12 月 15 日
改 定	平成 25 年 12 月 15 日
改 定	平成 26 年 4 月 1 日
改 定	平成 27 年 4 月 1 日
改 定	平成 29 年 11 月 1 日
改 定	平成 31 年 4 月 1 日
改 定	令和元年 10 月 1 日
改 定	令和 5 年 1 月 1 日
改 定	令和 6 年 4 月 1 日